

## ベビー&キッズシッターサービス mormor 利用規約

### 第1条 名称

当社は mormor 株式会社（以下当社という）を正式名称とし、当社運営のベビー&キッズシッターサービス mormor（以下当サービスという）に従事する者を mormor スタッフ（以下当スタッフ）と総称します。

### 第2条 運営

当社の運営および管理は mormor 株式会社が行います。

### 第3条 目的

当社は、当社が会員に対して当利用規約に記載の業務を提供することにより、会員の子息を安全かつ健全に保育することを目的とします。

### 第4条 会員資格

利用規約をご承認の上、当社が指定する入会申込書によって当サービスへの申し込みを行い、当社が承認した個人または家族を会員とします。

### 第5条 入会金の支払い

会員は、当社に対して入会金 10,000 円(税別)を支払うこととします。入会金は、入会月末に当社から会員に請求し、会員は翌月 15 日までに支払うものとします。  
ただし、一旦納入された入会金は理由の如何に関わらず、返金できません。

### 第6条 会員資格有効期間

会員資格の有効期間は入会月から翌年 3 月 31 日までとし、双方から申し出がない場合には自動更新するものとします。更新時には更新事務手数料として 3,240 円を支払うものとし、当社の指定する日までに更新事務手数料の納入がない場合には会員資格を喪失するものとします。

### 第7条 会員の権利

- 1) 会員は、本利用規約に基づいて有する権利を第三者に譲渡、貸与または担保として供与することはできないものとします。
- 2) 会員は当サービスを自由に利用することができますが、当スタッフ個人を指名、拘束することはできません。

### 第8条 会員の義務

- 1) 会員は各サービスの利用について、当社に利用日時の予約をすることとします。
- 2) 予約のキャンセルまたは日時の変更は、必ず当社に届け出ることとします。

### 第9条 ご子息の健康状態や発達

会員は、当サービスを受けるご子息の健康状態および次の事項に該当する場合は、当サービスに申し込む時に申告することとします。

- ①引きつけ、てんかん、ぜんそく、アレルギー等当スタッフが注意すべき疾患
- ②言葉や歩行等、発達において留意すべき点
- ③性格や行動において当スタッフが注意すべき点

### 第10条 会員資格の喪失および取り消し

次の場合は会員資格を喪失します。

- 1) 会員が退会を申請し、当社が承認した場合
- 2) 更新事務手数料の納入がない場合
- 3) 当社社員および当スタッフと必要な意思疎通が困難と思われる場合
- 4) 本利用規約に違反した場合
- 5) 会員が当社に提出した書類の記載内容が事実と異なる場合
- 6) 会員が反社会的な団体に関与していると認められる場合

### 第11条 退会

- 1) 会員は、書面にて退会申請をすることにより、翌月末において当サービスを退会することができます。
- 2) 会員は、退会時に未払いの利用料金の一切を支払うものとします。

### 第12条 業務委託契約

- 1) 会員は、当社と業務委託契約を結ぶ際は本利用規約に従い、業務を委託することとします。また、当社は自己の責任において受託業務を遂行する義務を負うものとします。
- 2) 当社が受託者として誠実に業務を遂行し、顧客は委託者として当社の受託業務の遂行に必要な協力をするものとします。

### 第13条 予約方法

- 1) ご利用は予約制とします。予約は当社ウェブサイトの「利用予約フォーム」(<https://mormor.co.jp/reservation/>)または、電話にて受付けます。電話予約受付時間は平日月～金の 9:00～18:00 とします。(連絡先電話番号: 03-6276-2149)
- 2) ご予約は当日ご利用直前までできるものとなりますが、当スタッフの都合がつかない場合は対応できない場合もあり、ご予約をお断りできるものとします。
- 3) 予約時間は最低利用時間 2 時間とし、以降 30 分単位とします。最低利用時間に満たない予約でも最低利用時間分の料金を請求するものとします。

#### 第 14 条 サービス内容

- 1) 当スタッフによるベビーシッター業務。ベビーシッター業務の内容は下記のとおりとします。
  - ①お食事、授乳
  - ②お着替え
  - ③排泄、おむつ替え
  - ④屋内での遊び
  - ⑤園、学校、習い事の送り迎え
  - ⑥お子様に提供のお食事の購入
  - ⑦業務終了時の会員へのご報告
  - ⑧怪我、急病時の応急手当て
  - ⑨怪我、急病時の病院への付き添い
- 2) 当スタッフは医療行為または医療行為に準ずる行為はしないものとします。
- 3) 当スタッフのシッティング時間は 6:00~24:00 までを基本としますが、公共交通機関の運行状況によってはその限りではありません。
- 4) 下記の業務は行わないものとします。
  - ①病児保育
  - ②宿泊保育
  - ③家事代行業務
  - ④未就学児の公共交通機関での送迎業務

#### 第 15 条 利用料金と計算方法

- 1) 利用料金の対象となる時間は、本サービスの開始時刻より会員への終了報告が完了した時点までとします。
- 2) 利用時間の計算は、利用時間数×1 時間あたりの料金とします。
- 3) 延長は 30 分単位となり、10 分以上の超過は 30 分として計算します。
- 4) 交通費（タクシー代、バス代をのぞく）は上限 1,300 円までの実費分とし、月末締めでシッティング料金と合わせて支払うものとします。
- 5) お子様のお食事等の買物代行など会員からの依頼で購入した物品は実費分とし、月末締めでシッティング料金と合わせて支払うものとします。
- 6) 利用料金は下記表のとおりとします。

	会員料金
シッティング料金	1,900 円/時（税込 2,052 円/時）
延長料金	950 円/30 分（税込 1,026 円/30 分）
兄弟シッティング料金※二人まで	2,500 円/時（税込 2,700 円/時）

#### 第 16 条 利用料金のお支払い

- 1) 利用料金、交通費及びその他実費の計算期間は、毎月 1 日より当月末日を締め切り期間とします。
- 2) 当社は当月分の利用料金を翌月 10 日までに会員に対しご請求します。会員は請求書のご査収後、15 日までに下記指定口座に振り込みをするものとします。  
指定口座 みずほ銀行 狛江（こまえ）支店 普通 1204518 mormor カ）
- 3) 振り込みによる銀行手数料は会員が負担するものとします。
- 4) 会員は、料金のお支払いについて訂正または支払い遅延等の特別な事情が生じたときは、当社に連絡し協議するものとします。

#### 第 17 条 キャンセル、延長、短縮について

- 1) 会員が申し込み済みの当サービスをキャンセルする場合、規定のキャンセル料を支払うものとします。

	会員
前々日までのキャンセル料金 （前々日 18 時まで）	なし
前日キャンセル料金 （前日 18 時まで）	予約時間の 25%
当日キャンセル料金 （前日 18 時からサービス開始時刻まで）	予約時間の 50%

- 2) キャンセルの連絡は電話またはメールにて行うものとします。前日 18 時以降～当日直前のキャンセルは、担当の当スタッフ携帯に直接連絡するものとします。
- 3) 18 時を過ぎると、翌日受付扱いになるものとします。  
例：10 日のシッティングキャンセル連絡を 9 日 19 時に連絡→当日キャンセル扱い
- 4) 会員が利用当日に当サービスの時間延長を希望する場合は担当の当スタッフと協議することとします。1 時間以上の延長可能性がある場合は予約時に当社に申し出ることとします。
- 5) 会員の都合により当サービスの利用終了時間を当日に短縮する場合、担当の当スタッフと協議することとします。ただし、時間短縮をした場合においても会員は当初の利用予定時間分の利用料金を支払うものとします。
- 6) 当日キャンセルで、すでに当スタッフが会員宅に向かっていた場合、キャンセル料に加えて交通費実費を支払うものとします。
- 7) 当社都合で開始時間が遅延した場合、利用料金は開始時刻からの計算とします。

#### 第 18 条 当サービスの中止、利用の制限

次の(1)～(5)に該当する場合、当社は会員の了承を得ることなく当サービスのキャンセルまたは中止をすることができるものとします。

- 1) 天災などの不可抗力により当サービスの提供が困難と判断した場合
- 2) 予約状況により、当スタッフの調整がつかなかった場合
- 3) 会員の健康状態に不安があると当社が判断した場合
- 4) 第 10 条に定める事項に該当する場合
- 5) 法令改正、改廃、行政指導、社会情勢や経済状況などの著しい変化があり、当社の一部または全部のサービスを変更または廃止せざるを得ない状況の場合

#### 第 19 条 損害賠償責任

- 1) 当社が、当サービスの遂行にあたり当スタッフ自身の過失により、ご子息の身体もしくは会員の財産に損害を与え、法律上の責任を負った場合、賠償するものとします。
- 2) 当社が前項に従って会員に対して負担する損害賠償額は、当社と三井住友海上火災保険株式会社が 2017 年 5 月 1 日付で締結した賠償責任保険契約に定める給付水準を上限とします。

【賠償責任保険】

対人賠償 1 名 1 億円 1 事故 5 億円までの補償

対物賠償 1 事故 500 万円までの補償

- 3) 当社は以下の①～⑤のいずれかに該当する場合には、前 1 項に定める会員に対する賠償責任を負わないものとします。

- ①天災その他不可抗力による損害が発生した場合
- ②会員が当社に提出した申込書に虚偽もしくは事実と異なる記載があり、誤記または虚偽の記載に起因して会員に損害が発生した場合
- ③予約を受けていない子息に生じた損害の場合
- ④会員の健康状態に異常があり、予めその旨の報告がなく、それに起因して会員に損害が発生した場合
- ⑤損害の発生が会員に起因する場合

#### 第 20 条 物品、インフラの使用

当社は会員の保有する当サービスに必要な物品および当サービスに必要なインフラ（電気、水道、ガス、電話等）を無料で使用できるものとします。

#### 第 21 条 事故の防止

当スタッフは事故の発生を防ぐために次の①～⑧は行わないものとします。

- ①自家用車、未就学児の公共交通機関（電車、バス）での送迎
- ②複数のご子息の長時間の戸外保育
- ③契約外の子どもの保育
- ④投棄
- ⑤沐浴
- ⑥会員が用意、指定した食事以外の提供
- ⑦掃除・洗濯・調理等の家事代行業務
- ⑧宿泊保育

#### 第 22 条 直接契約、指揮命令の禁止

- 1) 会員は、当スタッフとの間で当サービスと同種の業務について直接の契約をしないものとします。
- 2) 会員は、前項に違反した場合、当社に対して違約金を支払うものとします。違約金は会員の利用実績の 1 日あたりの平均利用時間の 365 日分とします。
- 3) 会員は当サービスの範囲を超えた業務内容を依頼する場合、当スタッフに依頼せず、当社に直接連絡するものとします。その上で当社が当スタッフと協議を行い、遂行の可否について当社から会員に回答するものとします。

#### 第 23 条 協議事項

本利用規約および細則に定めのない事項または疑義が生じた場合は、会員と当社は法律に基づき、誠実に協議し解決するものとします。

#### 第 24 条 規定の変更・改定

当サービスは、本利用規約、料金およびその他必要な規定の変更・改定ができるものとし、その効力は全ての会員を対象とします。

第 25 条 管轄裁判所

本利用規約について紛争が生じた場合の管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

mormor 株式会社 2017 年 4 月 1 日改定

〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-3-9

TEL : 03-6276-2149 MAIL : [info@mormor.co.jp](mailto:info@mormor.co.jp) URL : <https://mormor.co.jp>